

規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇八九

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第三保健師の項中「婦人相談センター」を「男女共同参画推進センター支所」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。